

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

安全管理体制の整備について(通知)

改正 昭和63年11月29日 消防消第255号

標記については、消防業務の特殊性をも考慮し、昭和56年12月に消防関係者の協力を得、消防活動安全対策研究会を設置し、その検討を進めてきたところであるが、今般、当研究会において消防における安全管理に関する規程の案、訓練時における安全管理に関する要綱の案及び訓練時の安全管理にマニュアルについて結論が得られたので通知する。

については、貴管下消防本部においてもこれら規程の案等を参考にし、消防における安全管理に関する規程及び訓練時における安全管理に関する要綱を制定するとともに、訓練時の安全管理マニュアルを活用するなど安全管理体制等の整備に努め、訓練時等の事故防止を図るよう格段の御指導をお願いする。

また、消防団員についてもその地域の活動の実態に即し、必要に応じた安全確保措置が講じられるよう併せて指導をお願いする。

なお、警防活動時における安全管理についても、今後、検討を進めることとしており、結論を得次第通知することとしているので念のため申し添える。

〇〇消防安全管理規程(案)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 安全管理体制
 - 第1節 総括安全責任者
 - 第2節 総括安全関係者会議等
- 第3章 安全管理業務
 - 第1節 安全教育
 - 第2節 安全巡視等
- 第4章 記録及び報告等
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、〇〇における消防の職場及び職員の安全管理に必要な事項を定め公務災害の防止及び軽減を図り、もって安全な消防業務の推進に寄与することを目的とする。

(総括安全責任者の責務)

第2条 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理について総括し、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。

(所属長の責務)

第3条 所属長(消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。

(安全責任者の責務)

第4条 安全責任者は、職場及び職員の安全管理の推進者として、この規定に定めるところに従い、誠実

に職務を遂行しなければならない。

(指揮者の責務)

第5条 訓練時及び警防活動時の指揮者は、常に職員の活動状況等を的確に把握し、安全管理に努めなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全責任者、所属長及び安全責任者が、この規程に基づいて実施する安全管理上の措置に従わなければならない。
2 職員は、訓練時及び警防活動時等においては、指揮者が行う訓練及び警防活動等に必要な指示に従うほか、安全管理上の指示に従わなければならない。

第2章 安全管理体制

第1節 総括安全責任者等

(総括安全責任者)

第7条 消防本部に総括安全責任者を置く。

2 総括安全責任者は、消防本部次長をもって充てる。

3 総括安全責任者は、職場及び職員の安全管理に関する事務を総括するとともに所属長、安全責任者その他安全管理に関係ある者を監督指導する。

(安全責任者)

第8条 消防本部及び消防署に安全責任者を置く。

2 安全責任者は、消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては副署長をもって充てる。

3 安全責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。

(1) 危険防止に関すること。

(2) 安全教育に関すること。

(3) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。

(4) 庁舎、訓練施設等の安全巡視に関すること。

(5) 安全管理に関する記録等の整備に関すること。

(6) その他安全管理に関すること。

4 安全責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ所属長に対し、改善措置等について意見を具申しなければならない。

5 所属長は、安全責任者を選任したときは、当該安全責任者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。

(安全担当者)

第9条 所属長は、安全責任者の事務を補助させるため、必要に応じ安全担当者を選任することができる。

2 安全担当者は、安全責任者の指示を受け安全に関する事務を誠実に行わなければならない。

(安全責任者等に対する教育等)

第9条の2 所属長は、安全の水準の向上を図るため、総括安全責任者、安全責任者及び安全担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受けける機会を与えるように努めなければならない。

(訓練時の安全管理体制)

第10条 訓練時の安全管理に関する事項については、別に定める「〇〇消防における訓練時安全管理要綱」によるものとする。

第2節 総括安全関係者会議等

(総括安全関係者会議)

第11条 消防本部に総括安全関係者会議を置く。

2 総括安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する基本的な事項及び重要な事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全管理の指導及び教育に関すること。
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。
- (4) 公務災害の原因調査及び再発防止に関すること。
- (5) その他安全管理上重要な事項に関すること。

(総括安全関係者会議の構成)

第12条 総括安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 総括安全責任者
 - (2) 安全責任者
 - (3) 安全担当のうち消防長が指名する者
 - (4) その他職員のうちから消防長が指名する者
- 2 総括安全関係者会議の議長は、総括安全責任者をもって充てる。
- 3 議長は議事に関し特に必要と認める場合に、学識経験を有する者又は議事に関係ある職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(総括安全関係者会議の開催)

第13条 総括安全関係者会議は、年1回以上開催するものとし議長が招集する。

2 総括安全関係者会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。

(総括安全関係者会議委員の任期)

第14条 第12条第1項第3号及び第4号に定める委員の任期は、〇年とする。但し、再任することを妨げない。

(総括安全関係者会議の事務局)

第15条 総括安全関係者会議の事務局は、消防本部総務課内に置く。

(安全関係者会議)

第16条 消防本部及び〇〇消防署に安全関係者会議を置く。

2 安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全管理の指導及び教育に関すること。
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。
- (4) 公務災害の原因調査及び再発防止に関すること。
- (5) その他職員の安全確保に関すること。

(安全関係者会議の構成等)

第17条 安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 安全責任者
 - (2) 安全担当のうち所属長が指名した者
 - (3) その他職員のうちから所属長が指名した者
- 2 安全関係者会議の議長は、前項第1号に定める者をもって充てる。
- 3 議長が必要と認める場合、学識経験を有する者又は議事に関係ある職員を出席させ意見を述べさせることができる。

(安全関係者会議の開催)

第18条 安全関係者会議は、1月に1回以上とし議長が招集する。

2 安全関係者会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。

(安全関係者会議委員の任期)

第19条 第17条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、〇年とする。但し、再任することを妨げない。

(安全関係者会議の事務局)

第20条 安全関係者会議の事務局は、それぞれ次に掲げる部署に置く。

消防本部 ○○課内
△△消防署 △△課内

(補則)

第21条 総括安全関係者会議及び安全関係者会議運営について必要な事項は、この規程に定めるほか、それぞれ総括安全関係者会議及び安全関係者会議が別に定める。

第3章 安全管理義務

第1節 安全教育

(一般教育)

第22条 所属長は、職員の安全管理に関する意識の高揚を図るため、あらかじめ定める教育計画に基づき安全管理に関する教育を実施しなければならない。

(特別教育)

第23条 所属長は、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職員に対し安全管理に関する教育を実施しなければならない。

- (1) 新たに採用された者
- (2) 著しく業務の異なる職に配置された者
- (3) その他消防長が特に必要と認めた者

第2節 安全巡視等

(総括安全責任者巡視)

第24条 総括安全責任者は、少なくとも毎年1回庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全責任者巡視)

第25条 安全責任者は、少なくとも〇月に1回庁舎、訓練施設等を巡視し、職員の安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全担当者巡視)

第26条 安全担当者は、必要に応じ庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全責任者に報告をしなければならない。

2 安全責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(庁舎、訓練施設等の整備等)

第27条 所属長は、常に安全管理に配慮し、庁舎、訓練施設等の整備に努めるとともに必要に応じ安全管理措置を講じなければならない。

(消防資器材の点検整備)

第28条 職員は、常に消防車両及び消防資器材を点検、整備し、異常が認められた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

第4章 記録及び報告等

(各種記録及び報告)

第29条 安全責任者は、次の各号に掲げる安全管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに必要に応じて消防長に報告しなければならない。

- (1) 総括安全関係者会議記録

- (2) 安全関係者会議記録
 - (3) 安全教育実施記録
 - (4) 安全巡視等の結果記録
 - (5) その他安全管理上必要な記録
- 2 各種記録及び報告等の文書の保存期間は、〇年とする。

(補則)
第30条 この規程を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)
この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

[留意事項]

1 一般的留意事項

(1) 本規程案の趣旨等

消防は、火災等の災害から国民の生命、身体及び財産を守るために活動するものであり、その現場活動、訓練において危険性が伴うという事情がある。このため現場活動、訓練を的確かつ効果的に行うには、常に安全面にも配慮し、安全管理体制の整備、安全教育の実施等について積極的に取り組むことが必要である。本規程案は、このような消防の特殊性を踏まえ、消防における安全確保のための一例を参考までに示し、ひいては積極的な消防活動に資することを目的として作成したものである。

(2) 労働安全衛生法との関係

労働安全衛生法は、一般的には消防にも適用があるが安全管理者、安全委員会については、適用がないものである。したがって、本規程案における総括安全関係者会議、安全関係者会議等は同法第17条により、義務づけられているものではない。

(3) 役職及び任期等

所属長(第3条関係)、総括安全責任者(第7条関係)、安全責任者(第8条関係)は、一般的な役職名を例示しているため、それぞれの組織の実態に即した役職名となるように必要に応じ別の役職名で成分化する必要がある。

また、総括安全関係者会議の委員及び安全関係者会議の委員の任期及びこれら会議等の事務局等で〇〇あるいは△△等と記載しているところについては個々具体的に定める必要がある。

2 個別的留意事項

(1) 第5条関係

訓練時及び警防活動時等の指揮者は、効果的に部隊活動が実施されるよう努めるほか、本規程案及び本規程案に基づき制定される訓練時安全管理要綱の規定に従い、職員の安全管理上必要とされる具体的措置を講じるよう努める必要がある。

(2) 第6条関係

職員は常に自己管理に努めるとともに、所属長等が実施する安全管理に関する教育等に積極的に参加し、安全管理に関する知識の習得及び安全管理に関する意識の高揚に努める必要がある。また、職員は訓練時及び警防活動時等においては指揮者が行う訓練及び警防活動等に必要な指示に従うほか、これら指揮者が本規程案及び本規程案に基づき制定される訓練時安全管理要綱に従い実施する安全管理上の指示に従う必要がある。

(3) 第7条関係

総括安全責任者は「消防本部」(以下消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防本部に消防署、出張所を加えたものを便宜上「消防本部」と記することとする。)における安全管理業務を統括させるため設けることとしている。

(4) 第8条関係
安全責任者は、「消防本部」における安全管理業務の推進者であるので総務課長等の管理職を想定している。また、第3項各号に掲げる事項は主なものを掲げたものである。

(5) 第11条関係
総括安全関係者会議は、各安全関係者会議に共通する問題及び「消防本部」全体に影響を与える施策等基本的な事項について調査・審議する場として設置することとしている。「消防本部」の大きさによつてはいたずらに組織を複雑にすることは避けるべきであり、安全関係者会議の設置数の少ない「消防本部」は本条をはじめ関係条文を必要としない。

(6) 第12条関係
「その他職員のうちから所属長が指名した者」については、安全管理に関し知識と経験を有し、消防業務全般に精通した職員のうちから選任することが望まれる。

(7) 第16条関係
いずれの署に安全関係者会議を置くかについては、当該署の人員、消防隊員及び救助隊員の人員、並びに通常訓練の内容等を考慮し、会議を置くべきか否か個々具体的に判断していく必要がある。

(8) 第17条関係
「その他職員のうちから所属長が指名した者」については、安全管理に関し知識と経験を有し、個々の消防業務に精通した職員のうちから選任することを想定している。

(9) 第23条関係
「その他消防長が特に必要と認めた者」とは、新たに管理監督的職に任用された者等が想定されるものである。

(10) 第25条、第26条関係
安全責任者、安全担当者が直ちに講じる措置とは、それぞれの「消防本部」において認められた権限の範囲内で講じるものを意味しており、例えば所属長への改善の申し出等もこれに含まれるものである。

(11) 第28条関係
職員は、消防車両、消防資器材を訓練時及び災害現場における活動時に確実に使用できるよう点検整備を行うとともに、異常が認められた場合には、速やかに所属長に報告し、所属長はこの報告に基づき必要な補修あるいは更新等の措置を講じることが必要である。

(12) 第29条関係
安全関係者会議の記録等については、独自に様式及び保存年限を定め整備する必要がある。

〇〇消防における訓練時安全管理要綱(案)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 安全管理体制
 - 第1節 大規模訓練時における安全管理体制
 - 第2節 通常訓練時における安全管理体制
- 第3章 安全管理業務
- 第4章 記録等

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇消防安全管理規程(昭和 年 月 日訓令第 号)第10条に基づき、訓練時の安

全管理に関する必要な事項を定め、事故防止に資することを目的とする。

(訓練の計画的実施)

第2条 消防長又は所属長は、訓練を安全、確実に実施できるよう年間計画及び月間計画をたて、計画的に実施するよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第3条 所属長(消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、消防における訓練の重要性を十分認識するとともに、安全管理の責任者として訓練時の事故防止に努めなければならない。

第2章 安全管理体制

第1節 大規模訓練時における安全管理体制

(統括安全主任者等)

第4条 2以上の消防署にまたがり実施する訓練等消防長が別に定める訓練(以下「大規模訓練」という。)を実施する場合は、当該訓練の安全を確保するため、統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び必要に応じ大規模訓練安全副主任を置かなければならない。

2 前項の統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び大規模訓練安全副主任の配置に関する基準は、別に定めるところによる。

(統括安全主任者の職務)

第5条 統括安全主任者は、大規模訓練時において大規模訓練安全主任者及び大規模訓練安全副主任を指導監督するとともに、当該訓練の安全管理について統括し、統括訓練指揮者を補佐する。

(大規模訓練安全主任者の職務)

第6条 大規模訓練安全主任者は、大規模訓練時における安全管理の推進者として、統括安全主任者を補助するとともに、次に掲げる事務を掌理する。

- 1 訓練計画における安全管理に関すること。
- 2 訓練場所(施設)及び使用資器材の点検に関すること。
- 3 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- 4 その他訓練時の安全管理に関すること。

(大規模訓練安全副主任)

第7条 大規模訓練安全副主任は、統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

第2節 通常訓練時における安全管理体制

(安全主任者等)

第8条 大規模訓練以外の訓練(消防長が別に定める軽易な訓練を除く。以下「通常訓練」という。)を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ安全副主任を置かなければならない。

2 前項の安全主任者及び安全副主任の配置に関する基準は、所属長が別に定めるものとする。

(安全主任者の職務)

第9条 安全主任者は、通常訓練時において安全副主任を指導監督し、当該訓練の安全管理について統括するとともに、第6条各号に掲げる事項を掌理する。

(安全副主任の職務)

第10条 安全副主任は、安全主任者の指示を受け訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

第3章 安全管理業務

(訓練計画)

第11条 消防長又は所属長は、別に定める訓練を実施する場合には、統括訓練指揮者又は訓練指揮者にあらかじめ訓練計画を作成させなければならない。

2 訓練計画には、次の各号に定める事項を定めなければならない。

- 1 訓練の日時
 - 2 訓練の種目
 - 3 訓練計画作成者職(階級)氏名
 - 4 訓練の目標及び内容
 - 5 指揮者名(大規模訓練にあつては、統括訓練指揮者名及び訓練指揮者名)、安全主任者名(大規模訓練にあつては、統括安全主任者名及び大規模訓練安全主任者名)及び当該訓練におけるそれぞれの任務分担
 - 6 訓練場所及び使用資器材
 - 7 訓練参加職員数
 - 8 訓練における安全管理に関する事項
 - 9 その他必要な事項
- 3 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、前項に定める訓練計画の内容のうち安全管理に関する事項(以下「安全管理計画」という。)については、統括安全主任者又は安全主任者と協議し作成しなければならない。

(安全管理計画)

第12条 統括安全主任者又は安全主任者は、前条に定める安全管理計画に従い安全管理業務を円滑に実施するため、訓練を実施前、実施中、実施後の3段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、必要に応じ安全点検表を作成しなければならない。

(訓練前教育)

第13条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、訓練を実施する場合には、訓練の内容及び方法等の説明を十分行くとともに、展示、個人指導等必要な教育を行わなければならない。

(統括訓練指揮者及び訓練指揮者の措置)

第14条 統括訓練指揮者及び訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監督する者として安全管理計画に十分留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確には握し、職員の事故防止に努めなければならない。

(統括安全主任者、大規模訓練安全主任者及び安全主任者の措置)

第15条 統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者又は安全主任者は、第11条に基づく安全管理計画及び第12条に基づき必要に応じ作成する安全点検表に従い、当該訓練が安全確実に実施されるよう監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は、統括訓練指揮者又は訓練指揮者に改善措置を具申しなければならない。

2 前項において、公務災害発生の急迫した危険があるときは、職員に対し直接訓練の中止等必要な措置を講ずることができる。

(職員の職務等)

第16条 職員は、訓練を通じ厳正な規律の確保及び適切な部隊行動並びに必要な消防技術の習得に励むとともに、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅持し、訓練時の事故防止に努めなければならない。

2 職員は、統括訓練指揮者及び訓練指揮者の安全管理上の指示に従わなければならない。

(訓練終了時の検討)

第17条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者及び統括安全主任者又は安全主任者は、訓練終了後、訓練参加職員の一部又は全部の参加を求め、事後検討を行わなければならない。

第4章 記録等

(記録等)

第18条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- 1 訓練計画に関する記録
 - 2 訓練の実施に関する記録
 - 3 訓練中の事故に関する記録
 - 4 その他訓練に関する記録
- 2 統括安全主任者又は安全主任者は、次に掲げる訓練の安全管理に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。
- 1 訓練において講じた安全管理上の措置に関する記録
 - 2 安全点検表に関する記録
 - 3 事後検討に関する記録
 - 4 その他訓練における安全管理に関する記録

(補則)

第19条 この要綱を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 年 月 日から施行する。

[留意事項]

1 一般的留意事項(本要綱案の趣旨)

本要綱案は、消防の訓練には危険が伴うものがあることから、訓練の規模に応じた安全管理体制を整備し、制度的に安全管理の徹底を図り事故の防止及び軽減に資することを目的として訓練時における安全管理体制のあり方の1例を示したものである。

2 個別的留意事項

(1) 第4条、第8条関係

統括安全主任者、(大規模訓練)安全主任者、(大規模訓練)安全副主任は、訓練の規模に応じ配置し、その基準については、別途消防長、所属長が定めることとしている。この基準の策定にあたっては、訓練の規模、内容等に応じ配置する人員、予定される職名等できるだけ具体的に定める必要がある。

(2) 第11条関係

訓練計画、安全管理計画は、表裏一体を成すものであるが、訓練を安全、確実にまた効果的に実施するためには綿密な計画をたてる必要がある。訓練計画は、訓練を統括指揮する統括訓練指揮者、訓練指揮者が作成することとなるが、計画策定にあたっては、訓練種目の選定、訓練場所の選定及び人員資器材の配置等について訓練が有効に実施できるよう配慮する必要がある。

また、安全管理計画については、統括安全主任者、安全主任者と協力して作成することとなるが、作成にあたっては、実効のある内容となるよう個々具体的な安全管理事項を記載するよう努める必要がある。

(3) 第12条関係

安全管理事項の策定及び安全点検表の作成は、安全管理業務を円滑に実施するためのものであるので、利用に便利のように様式等に工夫をこらすことが望まれる。

(4) 第13条関係

軽易で危険を伴わず日常的に実施している訓練であつても訓練指揮者は、訓練を効果的にかつ安全に実施できるよう訓練実施者の練度に合わせ、展示あるいは説明等により事前に訓練内容の周知徹底を図る必要がある。

(5) 第18条関係

訓練に関する各種記録については、常に整理し活用できるよう必要に応じ保存をしておく必要がある。